

「旧二葉中学校校舎利活用基本構想・基本計画策定検討委員会」開催要綱

(目的)

第1条 大規模跡地利活用の一つである旧二葉中学校舎を改修し、現大畑少年センターに国際機能を付加した(仮称)国際青少年センター及びアーティストやクリエイターの創造活動の拠点となる(仮称)芸術創造ファクトリーの基本構想・基本計画を策定するにあたり、有識者、関係団体から広く意見を聴取し、多方面から検討することを目的として、「旧二葉中学校校舎利活用基本構想・基本計画策定検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を開催する。

(開催期間)

第2条 検討委員会の開催期間は、(仮称)国際青少年センター・(仮称)芸術創造ファクトリーの基本構想・基本計画の策定日までとする。

(委員構成)

第3条 検討委員会は、10名以内をもって構成し、委員は次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国際交流関係団体
- (3) 青少年活動関係団体
- (4) 芸術活動関係団体
- (5) その他市長が認める者

2 委員の任期は平成28年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第5条 検討委員会には委員長1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、検討委員会の進行を行う。

3 検討委員会に委員長代理1人を置き、委員長があらかじめ指名する委員でもってこれに充てる

4 委員長代理は、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、必要の都度、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 検討委員会は公開とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域教育推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。